

## 届出により一般病床を設置できる診療所について

第五次医療法改正により、平成19年1月1日から診療所の一般病床が病床規制の対象となり、一般病床の設置には知事の許可を要することとなりました。

ただし、医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号に規定する診療所については、届出により一般病床を設置できるとされています。

同規定に該当する診療所については、次のとおりです。

開設者	医療法人社団池田医院
診療所の名称	池田医院
診療所の場所	大洲市東大洲84番地11
診療科名	泌尿器科、皮膚科、アレルギー科

開設者	医療法人米本マタニティクリニック
診療所の名称	産科・婦人科米本マタニティクリニック
診療所の場所	松山市安城寺町537番1
診療科名	産婦人科

開設者	戒能 幸一
診療所の名称	大洲ななほしクリニック
診療所の場所	大洲市東若宮16-2
診療科名	小児科

開設者	医療法人幸季の会
診療所の名称	やまだリウマチクリニック
診療所の場所	松山市樽味四丁目3番33号
診療科名	リウマチ科、整形外科、リハビリテーション科

開設者	医療法人東西会
診療所の名称	千舟町クリニック
診療所の場所	松山市千舟町六丁目4番地9
診療科名	内科

開設者	医療法人山内産婦人科医院
診療所の名称	山内産婦人科医院
診療所の場所	宇和島市宮下甲223-5
診療科名	産科・婦人科

開設者	医療法人ノエル医科歯科クリニック
診療所の名称	ノエルクリニック心臓血管外科歯科
診療所の場所	松山市本町六丁目3番地3
診療科名	心臓血管外科、歯科、矯正歯科

開設者	医療法人幸泉会
診療所の名称	産科婦人科ばらのいずみクリニック
診療所の場所	松山市和泉南一丁目7番10号
診療科名	産科、婦人科

開設者	医療法人星の岡心臓・血管クリニック
診療所の名称	星の岡心臓・血管クリニック
診療所の場所	松山市東石井一丁目5番5号
診療科名	循環器内科、内科、心臓内科、血管内科

開設者	前野 晋一
診療所の名称	前野整形外科
診療所の場所	松山市小坂五丁目11番1号
診療科名	整形外科、リハビリテーション科

開設者	医療法人ヒューマンリプロダクション
診療所の名称	つばきウイメンズクリニック
診療所の場所	松山市北土居五丁目11番7号
診療科名	産婦人科、麻酔科

開設者	医療法人ゆうの森
診療所の名称	たんぼぼクリニック
診療所の場所	松山市別府町444番1
診療科名	内科

[医療法施行規則第1条の14 第7項第1号から第3号に規定する診療所]

- 1 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として法第30条の4第1項の規定により所在地の都道府県が定める医療計画（以下この項において単に「医療計画」という。）に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。
- 2 へき地に設置される診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。
- 3 前二号に規定するもののほか、小児医療、周産期医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。